

五、昭和九年度事業報告 社長 齋藤 孝一郎

昭和十年六月十日現在の土地明渡並に小作米請求事件其の他訴訟繼續中の報酬契約高三十一件、千二百五圓

昭和九年四月以降本年六月十日迄土地明渡小作米請求其の他事件引受件數百四件同期間の完結件數百九件。

昭和九年四月一日以降昭和十年三月三十一日迄の收支計算書事業報告書に依り一般社務を報告後將來の方針に就き次の如く主張したのである。

我が國現下の非常時國民意識の勃興は小作農民の患難を漸次軟化せしめ、小作爭議に對する態度次第に緩和し、最近に至りては訴訟に依る土地取上が出来ないと言ふことは會社創立の目的上諸君に對して相済まぬと思ふか、小作調停法の存続す

る限り誠に已むを得ないのである、而して調停不調の場合は當然本訴に依り民法上の裁判を受け得ることは勿論である。然るに諸君は時勢を察して今後爭議發生の場合可成調停和解裁判に立脚して本社を通じ一層其の成績の向上を圖らばたい訴訟のみに依る抗争は徒らに訴訟費用を多くし會社の不利益を増すことになる——云々

六、會計報告 高山 喜代吉

當時純益金七百壹圓九角六錢あり社債支拂に充當すること

承認

七、監査役の改選

監査委員七名に依り植村和暢外二名を發表し 承認

八、門司出張所の設備

四月一日より門司市祝町に出張所を開設報告し 承認